

木津川市大規模小売店舗立地に関する意見聴取会議

議事録（第3回）

日 時：平成19年7月3日（火）
午後1時30分から

出席者（9名）

深山委員・片田委員・松岡委員・渡邊委員・廣川委員・
白山委員・木下委員

欠席者（2名）

水野委員・大倉委員

事務局（3名）

奈良課長・高味課長補佐・諸井主任

1. 開会 午後1時30分
2. 開会あいさつ（廣川会長）

本日は、結論を出したい。

第2回目の会議での意見を市の意見としてまとめなおした意見書案を事務局から説明をさせますので、委員のご意見をいただきたい。
3. （仮称）ガーデンモール木津南新設届出に関する京都府提出に向けた木津川市の意見について
別添資料により朗読をもって説明。（事務局 高味）

4. 意見交換

- 会長： 第1回、第2回で意見の出たものを（行政的に）まとめたものである。
イオンの意見も参考にしている。
- 開業後の協議については、第17項目で、「工事期間中及び開業後」とし、工事期間中も協議会を開催できるようにしている。
- 第11項目の最後の行、「学校等との連携できるよう対策を」のつなぎを整理する必要がある。

- 片田委員： 「学校等との連携ができるよう対策を」に変更してはどうか。
- 会長： その他に文言等で気になるところ、訂正するところ等はあるのか。
- 木下委員： 第10項目、第11項目をうまく整理できなのか。
- 第10項目の京都府の条例で、第11項目の一部も含まれているのではないか。
- 事務局： 第11項目の「青少年・幼児への風紀対策として、」を文頭に移動し、その抜けた部分に文頭の「万引き等の青少年の非行を防止するため、」を入れ替えてはどうか。

会長： 事務局変更案でよいか。

各委員： 了解。

深山委員： 第1回、第2回の協議では、具体的な案が出てきた。例えば、通学路にフェンスを付けて、子供の安心安全を図るや片田委員が提案された図面のような出入口の案など、具体策を記入できないのか。

原案は、抽象的な表現である。

第1回、第2回の案は、細かすぎて、乗せるものでないと言うならば、別のところで、行えるのか。

この案では、今まで時間をかけてきた意味がないのでは。

会長： 事務局と細かく記載しようかと相談もしたが、詳細な部分は、この会議ではなく、別問題であると判断している。

委員の意見、すべてを掲載することが望ましいが、府に提出した際に、府の会議が判断できなのではないでしょうか。

文書は、抽象的であるとの指摘であるが、今まで出てきた要点は、すべて指摘を

している。

後は、地域住民の方々が、府にも意見を提出できる訳であるため、その方が、事細かく、一字一句に至るまで記載し、意見を提出するものであると思われる。

この会議は、市長名で提出する文書であるため、細かい問題点を指摘して作るものではないと思われる。

近隣の方々もすべての意見ではないとも思われる。

この文書を踏まえ、一番困る方が、真剣に訴える必要があると思われる。

旧大店法の時代には、商工会のみが反対であった。その際は、商工会が真剣に一生懸命にやった経過がある。

この文言では、少し抽象的であるとの意見があれば、対応はしたい。

ご意見を伺いたい。

○ 深山委員： 1丁目の方々が今後、オープンに向かって、具体的なことを府やミキシングに訴える方法があるのか。

○ 会長： 付近住民は、個人でも団体でも府に対して意見具申は出来る。一番身近な方が、細かい意見を提出するべきである。

2段構えで、みなさんの意見は、聴取会議の参考にはなる。

この聴取会議の意見には、出入口の文言は触れている。

ただ、1箇所を2箇所にとか、こどもの交通安全であるとか、交通事故の責任は誰がとるのかとか、については、この会議の文書に記載するものではないと思っている。

直接関わる方の声が、身近な声である。近隣住民でも近くの方と離れた方は、意識が違っている。身近な方が、真剣に考える必要がある。

○ 個人的は、細かい文言をすべて記載したいが、この会議は、そのような会議ではないことを理解してほしい。

住民が出来ることは、住民として対応してほしい。

松岡委員： この文書では、意見書ではなく。お願い的表現である。

もう少し、確信に触れて具体的にできないのか。

第2回目の片田委員の意見に賛成である。

片田委員の意見書に基づいて、京都府に意見を提出するべきであると思う。

特に、出口については、左折出庫もありきで考えるべきであり、意見書に記載していただきたい。

この意見書では、右折出庫のみである。

事務局： 左折ありきの場合、市坂循環線は、歩車道分離が未完成であり、小学校前の横断歩道、信号機設置等の整備が必要と要望がある。未完成の中で、左折出庫の表現をしてもよいのか。

横断歩道等は、行政としても要望はするが、ガードレールや歩行者防護策について

ては、機構等で協議をしていただいているように聞いている。

歩行者の安全確保が出来ないため、左折出庫の表現は、難しいが、都市計画道路完成後は、右折出庫に限る必要はないと思われる。

会長： 片田委員の意見が適切であるとの意見がある。 片田委員の意見を伺いたい。

片田委員： あくまで個人的な意見である。

住民の意見は、府のホームページからでも提出できる。

住民を守るのは、行政であり、住民の運動を守るのが行政の仕事と思っている。

私の案は、個人的なものであり、まとめるのは、行政の方にお任せする。

会長： 図面を添付するのは可能か。

事務局： 可能である。

片田委員： 私の案の図面は、あくまで私案であり、皆さんで修正していただきたい。

行政側からの意見もあると思われる。

規制されている部分でも、住民の意見により、緩和される場合もあると思う。

深山委員： 片田委員の意見が、地域住民の意見を集約していると思われる。

第2回の会議でも、交通問題が中心となっていた。その内容が片田委員の意見添付図面に集約されている。

出庫の分散案は核心を突いている。

そのためには、歩道のフェンス、防護策も必要である。

これらのこととまとめて意見書としてほしい。

会長： 他のご意見をお願いする。

渡邊委員： 今まで、議論した内容が、意見書第1項目2行になっている。

この2行では、何も変わらないのではないか。

会長： 第1項目を詳しく記載しようとしたが、細かな表現となり、うまく表現することができないので、内容的には、突っ込んだ表現にはなっていないが、要件は、網羅していると思っている。

皆さんがおっしゃっている片田委員の提案を再度事務局から報告願いたい。

事務局： 第2回目の会議資料の片田委員の提案を朗読。（資料2）

会長： この文言を整理して、第1項目に追加するか。皆さんで図面を作成し、添付資料とする。との提案であると思われる。

深山委員： 片田委員の提案そのままで良いと思われる。

会長： みなさんはどうか。~~次へ~~

事務局： 片田委員の提案をそのままというのは、難しいと思われます。

提案には、他方令、道路管理者、公安等の協議事項が多く含まれている。

現在、それらの協議もされている現状から、市長名で提出する文書としては適切ではないと思われる。

今回の意見書で、法令や協議済みの内容を記入することは、困難であり、どうし

ても、この意見をと思われるのであれば、立地法の手続き上、個人的な意見として提案される方が適切であると思われる。

片田委員の提案の中で、道路の40キロ規制や、Uターン規制については、片田委員も御理解いただいているとおり、道交法の基準であり、公安委員会の権限となり、市長の責任範疇を超えていると思われますので、市長名の文書としては、適当でないと思われます。

ただし、個人、協議会等の団体で提出される意見については、何の制約も受けないと思いますので、それらの思いを知事に提出していただきたい。

個人意見は、現在2~3通程度と聞いている。イオンの場合は、何十件もあつたと思う。

行政としては、他方令、協議済み、協議中の案件について、詳細な意見を提出することは、難しいと考えます。

○ 会長：もう少し具体的に文言を追加することは、可能か。

事務局：不可能ではないが、第1項目については、当初、担当課では、もう少しボリュームがあった文書を作成したが、本会議提出資料として、事前に関係課と相談をした結果、2行となっている。

聞いているところでは、東中央線における出口設置は、公安から道路構造上無理であると結論が出ています。市坂循環線においては、協議の余地はあるようにもきいているが、歩道整備が前提になると思われます。

会長：市長名で出す以上、市内部の調整も必要となり、事前に調整がされている事項を意見として記載することは難しいと思われます。

ただ、もう少し第1項目に文言を追加してほしい。

○ 深山委員：東中央線の左折出庫は無理であるとのことであるが、市坂循環線については、余地があるならば、出口増加の提案を具体的に記入してはどうか

第1項目の原案では、具体的ではなく、なにもしないのと一緒にである。

具体的な文言を記入してほしい。

事務局：具体的に市坂循環線、出口の増加等の文言を追加するとのことなのか。

深山委員：片田委員の図案では、左折出庫と出口追加が記載されている。

渡邊委員：一つの交差点に集中せずに、生活道路に進入しないようにしてくださいということを言わなければいけないと思う。

東中央線の出口設置についての公安の判断は理解出来る。

市坂循環線についての提案はるべきであり、住宅内には入らないようにしてほしい。

会長：片田委員の提案に記載されている「車の流れを分散し生活道路への侵入を防ぎ」との部分をどのようにするかと理解できる。

第1項目の「地域特性を考慮し、」までは良いと思う。

その後をどのように続けるか。

事務局： その後に、「出庫車の流れを分散し、住宅地内道路に進入できないよう出口の再検討も含め、」を記入してはどうか。

松岡委員： そこに、左折退出という文言をいれられないのか。

会長： そのような文言は、近接で一番状況を理解している人が意見を提出するべきであると思われる。その他、詳細な事項も、個人や団体は、地図も添付でき、何を言つても良いのであるから、その方が意見を提出されればよい。

その立場の方と、市長名で出す部分は、分ける必要がある。市長名では、ある程度の制約があることを理解してほしい。

深山委員： 意見書の第2項目では、「交通整理員を常駐させること。」と具体的であるのに対し、第1項目は、抽象的である。 第2項目で具体的に書けるのであれば、第1項目も具体的に書いても良いのではないか。

○ 事務局： 第2項目の内容は、交通整理員の設置、第1項目の内容は、他方令、協議等が必要であり、同一視できない。

第1項目の表現変更が、行政としての限界であると思われる。

行政として、権限外の部分に至るまで記入することには、限界があると思われる。

住民の皆さんが出される詳しい意見のフォローとして、市もこのように考えていると言う意見として、この会議でまとめていただくのが適切ではないかと考えている。

ここで具体的な案ではなく、大きな受け皿として、意見を出していただきて、その詳しい意見として、住民の皆さん意見をその皿に盛ることによって、より有効的な意見となると考えている。

会長： 確かに、第1項目と第2項目は、異なった問題内容となっている。

何度も申し上げているが、詳しい意見は、個人的にはすべて掲載したいと思っているが、市の意見としては、限界がある。

どのような組織でも、出来る部分と出来ない部分がある。

委員の意見は、尊重している意見書となっていると思われる。

しかし、影響のあるのは、一番近い方々である。 その方々が、もっと、もっと一生懸命やっていただきたいと個人的には思っている。

その方々の思いも受けて、この会議で出来る限りのことはしたいと思っている。 すべてをクリアできる意見書にはならないと思う。

第1項目が簡素であることから、委員の方から意見をいただいた内容を踏まえまして、先ほど事務局から提案のあった追加案を説明するので、その追加案を含めて本会議の意見としたい。

事務局： 第1項目の「地域特性を考慮し、」の後に「出庫車の流れを分散し、住宅地内生活道路に進入できないよう出口の再検討も含め、」を記入する。

会長：この文言を追加することでご了解いただけますでしょうか。

各委員：了解。

会長：その他の項目で意見はあるのか。

深山委員：項目15、16、17についてであるが、15は協議の場、16は渉外・相談窓口の設置、17は協議会となっているが、3つの組織ができるのか。

会長：開業後が大変であることから、分散して意見を出した方が細かな対応をしてもらえると考えている。

1つにまとめてしまうと対応が不十分になる可能性もある。

深山委員：15、16、17は、漠然としている。

具体的な表現にならないのか。

会長：「されたい。」と表現しているが、意見というより、希望になっているのかもしれない。

(○) 事務局：第15項目については、項目1、2、3などに関して、交通安全対策等をする際には、区画整理事業の施工者である機関、小学校、幼稚園、地元の方々と協議しなさい。と言うことであり、第16項目については、店舗としていつでも問題点を受け入れられる窓口を作ってください。であり、第17項目については、定期的に開催する情報交換の組織と考えている。第15項目は不定期と考えている。

松岡委員：「されたい。」を「すること。」にはできないのか。

事務局：第15、16、17、18項目を「されたい。」を「すること。」に変更。

さらに、第16項目2行目「柔軟に対応していただけます」を「柔軟^の対応するよう」に、第17項目2行目「情報交換に努められる」を「努める」に変更することはどうでしょう。

木下委員：行政の意見書として提出する文書について断定的表現を使っていいのか。

○ 私たちは、住民であるため、これをやってほしいとか言えるが、行政は色々な立場に立って進められることから、住民も行政もお互いに考えながら、進めていかないと行政側にすごい負担を掛けて「すること。」という表現を使うのは、行政として、言えないがしんどい部分があることは理解できる。

私たちも大変であるが、行政側も住民側に立って精一杯これだけの文書を作成していただいている。大変であったと思う。

要望するべきところは、する必要があるが、そのことで動いている行政側も私たちの行政であって、信頼できるところであるため、行政側の気持ちもくみ取っていかないと私たちの意見、言葉だけを考えるべきではないと思う。

片田委員：そのとおりである。住民は言いたいことを言える立場にある。

役所はサンドイッチにされ、大変な所もあるうかと思われる。

会長：それぞれの立場、色々な顔があるように意見も色々ある。

双方が立つ解決が一番良いと思われる。

第15、16、18項目は訂正なし、第17項目は、することに変更でどうでしょうか。

深山委員：職員の努力もわかるが、この会議は議論をする場である。

意見であっても、限定的に締めくくっていただきたい。

会長：意見を集約したい。

白山委員：17項目を協調するだけで良いと思われる。

渡邊委員：17項目を協調するだけで良いと思われる。

松岡委員：16項目も「すること。」にしていただきたい。

片田委員：行政の考えに委ねたい。

設置者と住民がいつでもコミュニケーションをもてる協議会を希望しています。

会長：17項目及び16項目を「すること。」に変更する。

他に意見は。

○ 渡邊委員：第8項目の表現がしっくりしていないのでは。

「「たまり場」的区域をなくすために」を「防犯カメラの設置、」の後にすれば良いのではないか。

各委員：了承。

会長：他になければ、第1項目の追加に関しての考え方を事務局からお願いする。

事務局：事務局が作成した意見書案について、数多くご意見をいただきありがとうございました。

第1項目については、市坂循環線側の出庫車両の分散、左折等の意見をいただきましたが、道交法に関係し、内部の道路管理者担当課にも関係し、内部整理も必要であるが、本日までの意見を踏まえ、起案したいと思います。

深山委員：最終意見書をいただきたい。

会長：了解。事務局から配布します。

本日は、ご苦労様でした。

3回の意見が少しでも反映できることを期待している。

御協力ありがとうございました。